

中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号楼6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## シンガポールの従業員福祉のマニュアル

	内容
強制加入の福祉	強制加入の中央積立基金(CPF)は、雇用主及び従業員の両方から拠出金が提出される社会保障制度です。これはスリーインワンシステムであり、シンガポール人の住宅、医療、退職のため貯金することに役立ちます。CPF 加入者は 65 歳の時に退職金受取口座に最低 6 万シンガポールドルを持っており、CPF ライフが享受できます。また、国は居住者に医療サービスを提供しています。
代表的な個人向け計画	雇用主は CPF 又は承認された貯金計画に追加の任意拠出を行うことができます。雇用主及び従業員はまた、補足退職制度(SRS)に追加の任意拠出を行うことができます。シンガポール国民及び永住者にとって、年間最大 15,300 シンガポールドルを SRS に拠出できます。通常、雇用主は賃料 2~3 倍の死亡保険金、個人傷害給付、障害給付、個人向け医療保険を提供します。従業員はレベルにより、享受できる厚生福祉も異なります。
代表的な支出	CPF の拠出金は年齢にかかわらず、上限額が月額 6,000 シンガポールドルです。従業員が 55 歳前に、雇用主は月間収入の 17%を拠出し、従業員は 20%を拠出します。55 歳以降、その比率が徐々に 13%と 9%に減少します。65 歳以降、その比率は 7.5%まで引き下げます。
税収の影響	CPF 及び SRS への強制的な拠出金は税控除の対象であり、キャピタルゲインは主に非課税です。CPF への任意拠出は税控除の対象ではありません。CPF の収益は非課税です。SRS から引き出した額の 50%のみが退職時に課税されます。
労働法について	会社年金制度に関する規定がありません。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat : +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com